

下記の財産について、売払いを行うので公告する。

令和 7 年10月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 財産の売払いの趣旨

清水港の更なる利用促進を図るため、国際海上コンテナ輸送に係る貨物の荷さばきであって、流通加工を伴うものの用に供する荷さばき施設等が立地する用地として、以下の土地を売却する。

2 売払う財産の表示等

公募により売払う清水港港湾関連用地（土地）は以下のとおり。

(1) 地域・地区

ア 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「港湾法」という。）第38条に基づく臨港地区内（予定）

イ 港湾法第39条及び第40条並びに静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和39年静岡県条例第48号。以下「分区条例」という。）に基づく商港区（予定）

(2) 所在地、敷地面積等

地目等	所在地	面積	予定価格
雑種地	静岡市清水区興津清見寺町1386番地先ほか	33,685.91㎡	1,313,800,000円
合計		33,685.91㎡	

（注）予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での応募は無効とする。

(3) 募集内容

静岡市清水区興津清見寺町1386番地先ほかを 1 区画として、買受人を募集する。

3 応募者の要件

次の要件に該当しない法人又は個人に限り応募を認める。なお、複数の者が共同で買受けを希望する場合には、応募書類の中に持分の予定比率を記載すること。

(1) 公有財産に関する事務に従事する県の職員

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(4) 前号に掲げる者から委託を受けた者

(5) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しな

い者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

4 建てられる建物等の制限

売却地の用途は、分区条例の別表（第3条関係）の分区「商港区」の(1)及び(2)に規定された構造物に限定する。

(1) 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設

(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所

5 応募関係書類の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和7年10月24日（金）から令和7年11月11日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班（県庁本館2階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（電話番号 054-221-3489）

6 応募関係書類の受付期間及び受付場所等

(1) 受付期間

令和7年10月24日（金）から令和7年11月11日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

用地買受申請書、同申請書の添付書類及び参考見積書

(3) 受付場所

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班（県庁本館2階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（電話番号 054-221-3489）

(4) 書類審査

提出された用地買受申請書及び同申請書の添付書類を審査し、応募者の要件等を満たすことが確認できた者を、買受人等選定委員会における選考対象とする。

(5) その他

用地買受申請書及び同申請書の添付書類は、持参又は郵送により提出すること（電送による受付は行

わない。)

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出すること。

7 関係図面等の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年10月24日(金)から令和7年11月11日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

ア 静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班(県庁本館2階)

〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号(電話番号 054-221-3489)

イ 静岡県清水港管理局 管理課

〒424-0922 静岡市清水区日の出町9番25号(電話番号 054-353-2202)

(3) 縦覧資料

ア 売却対象地の図面一式

イ 清水港の港湾計画書・港湾計画資料一式

ウ 清水港公有水面埋立免許関係資料一式(港湾企画課のみで縦覧)

8 現地説明会の日時及び場所

売却地で、現地説明会を開催するので、できる限り参加すること。

(1) 日時

令和7年10月30日(木)午後2時から(雨天の場合は10月31日(金)午後2時から)。当日の天候から判断できない場合、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班まで照会すること。

電話番号054-221-3489

(2) 場所

静岡市清水区興津清見寺町1386番地先ほか

9 本売却に対する質問

- (1) 本売却に関して質問がある場合は、次に従い電送により、書面(様式自由)を提出することとし、必ず電話で受付確認の問合せをすること。

ア 受付期間 令和7年10月24日(金)から令和7年10月31日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

イ 提出先 静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班

電話番号054-221-3489 FAX番号054-221-2389

電子メールアドレスkouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

ウ その他 文書には、担当窓口の部署、担当者氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問書を受理した日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に質問者に対して電子メールにより送信するほか、次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和7年11月11日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班（県庁本館2階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（電話番号 054-221-3489）

10 買受予定者の選定

(1) 審査基準

ア 審査項目

企業の経営状況、進出意欲等	安定性
	企業の進出方針
	地域特性
事業計画等の内容	事業計画
	必要敷地の利用
	港湾利用の度合い
	景観、環境保全対策
	地域経済への効果
価格	買受価格

イ 同点の場合は、買受価格の高い者を優先する。

(2) 審査及び買受予定者の選定等

ア 審査は、静岡県港湾関係用地買受人等選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

イ 選定委員会は、必要に応じて申請者を対象にヒアリング等を実施する。

ウ 選定委員会は、総合的に審査し、港湾施設用地買受人として最も適当と認められる内容の申請を行った者を優秀者として選定し、知事へ報告する。

エ 知事は、選定委員会の審査結果に基づいて、港湾施設用地の買受予定者を決定し、速やかに申請者全員に書面で通知する。

(3) ヒアリングを実施する場合

ア 実施日 令和7年11月21日（金）

イ 実施場所・時間

ヒアリングを実施する場合は、令和7年11月18日（火）までに、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課港湾管理班から申請者に連絡する。

11 非決定理由に関する事項

(1) 買受予定者に決定されなかった者は、10(2)エの通知の翌日から5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面（様式自由）により、買受人等選定委員会委員長に対して非決定理由について説明を求めることができる。

(2) 説明を求められたときは、(1)の文書を受理した日から5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

- (3) (2)の書面は、次の宛先に、持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班（県庁本館 2 階）

〒420－8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（電話番号 054－221－3489）

12 買受者との契約手続き

買受予定者決定後、県が定める売買仮契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買仮契約書及び承諾書を参照）を県が定める日までに、提出すること。

この仮契約は、静岡県議会の議決を得たときに本契約となる。

13 売買代金の支払い

本契約締結日から30日以内で、県が指定する期日までに、売買代金を納付すること。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75%の割合をもって算出した金額を、遅延利息として納付すること。

14 所有権移転登記等

売買代金納付後、買受者の請求に基づき、県が所有権移転登記手続きを行う。

併せて買戻特約の登記を行う。

なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は買受者の負担となる。

15 用途等の制限

買受人と県は、次に掲げる内容を定めた売買仮契約書を締結する。

(1) 用途の指定

分区条例の別表（第 3 条関係）の分区「商港区」の右欄(1)及び(2)に規定された構造物

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。)
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所

(2) 指定用途に供すべき始期

所有権移転後 2 年以内に指定用途に供さなければならない。

(3) 指定用途に供すべき期間

当該物件を(2)に定める期日から 5 年間引き続き指定用途に供さなければならない。

(4) 指定期日等の変更の承認

不可抗力その他真にやむを得ない理由により、指定用途に供すべき期日の変更又は指定用途に供すべき期間の変更を必要とするときは、事前にその理由を付した書面をもって県の承認を求めなければならない。

不可抗力による当該物件の滅失又は損傷その他真にやむを得ない理由により、指定用途の変更又は解除を必要とするときは、速やかにその理由を付した書面をもって県の承認を求めなければならない。

(5) 当該物件の譲渡の禁止

取得した日から期間満了の日までの間において、その所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けてはならない。

(6) 違約金

指定期日から指定用途に供しなかったとき、又は指定期間中に指定用途に供しなくなったとき（指定期間中に指定用途以外の用途に供したときを除く）は、当該物件の契約額の10%に相当する額を、指定期間中に指定用途以外の用途に供したとき、又は当該物件の譲渡の禁止に違反したときは、当該物件の契約額の30%に相当する額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) 実地調査等

県は、指定用途に供すべき期間が満了するときまで、随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、買受人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(8) 買戻しの特約

県は、買受人が契約に違反したときは、当該物件の買戻しをすることができる。
なお、特約に定める買戻しの期間は、売買代金を完納した日から10年間とする。

(9) 買戻しの登記

買受人は、県が買戻しの登記をすることに同意しなければならない。

(10) 買戻し権の行使

県は、買戻し権を行使するときは、買受人が支払った売買代金を返還しなければならない。この場合は、当該売買代金には利息を付さないものとする。

また、県は、買戻し権を行使するときは、買受人の負担した契約の費用は返還しないものとする。

県は、買戻し権を行使するときは、買受人が当該物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は返還しないものとする。

(11) 原状回復義務

買受人は、県が買戻し権を行使したときは、県の指定する期日までに当該物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、県が当該物件を原状に回復することが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

買受人は、当該物件を滅失又はき損したまま返還したときは、買戻し権行使時の時価による滅損額を県に支払わなければならない。

買受人の責に帰すべき事由により損害を与えている場合は、その損害に相当する額を県に支払わなければならない。

買受人は、当該物件を県に返還するときは、県の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を県に提出しなければならない。

16 その他注意事項

(1) 用地買受申請書、同申請書の添付書類、参考見積書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります（添付・提示書類等が日本語以外の場合は、翻訳文を添付してください。）。

(2) 物件の引渡しは、物件調書に記載のない限り、現状のまま行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地を確認してください。

なお、物件調書と現況が異なる場合は、現況を優先します。

- (3) 土地の形質変更の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法、環境影響評価法、港湾法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導される場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (5) 敷地内に工作物がある場合は、それらの工作物の補修、改修、撤去、再構築及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしても県は瑕疵担保責任を負いません。
- (7) 物件及び擁壁・直壁・ブロック塀等について、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (8) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ（家電等を含む）・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその他の費用負担等について県は対応しません。
- (10) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染・地盤の調査は行っていません。